

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣  
 (公印省略)

## 見 積 依 頼 書

1 件 名 空調設備点検清掃業務  
 2 業 務 場 所 三重県名張市下比奈知2811-2 木津川ダム総合管理所 外6箇所  
 3 期 間 契約締結の翌日 から 令和8年3月25日まで  
 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

## 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。  
 •当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」、営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること。  
 •本店、支店又は営業所が三重県、京都府または奈良県内に所在すること。
- 2 見積参加要件
- 3 見 積 書 等
- 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
 なお、FAXに扱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)によるものとします。
- 3)提出期限 令 和 7 年 12 月 25 日 14:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣  
 FAX 0595-64-8964
- 5)担 当 者 総務課 松山
- 6)質 問 書 令 和 7 年 12 月 22 日 14:00 まで  
 ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。
- 7)見積回数 2回を限度とします。  
 なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年12月26日 14:00までとします。
- 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に記載してください。  
 ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
 くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月17日に交付された「空調設備点検清掃業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担当者 :

電話番号 :

FAX番号 :

### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構に対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
• 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。

## 空調設備点検清掃業務 仕様書

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構が施行する「空調設備点検清掃業務」（以下「業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務場所

三重県名張市下比奈知2811-2 木津川ダム総合管理所 外6箇所  
なお、上記の外6箇所とは、次に示すとおりとする。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 京都府相楽郡南山城村田山字ツルギ43 | 高山ダム管理所  |
| (2) 三重県名張市中知山1-166     | 青蓮寺ダム管理所 |
| (3) 奈良県宇陀市室生大野3846     | 室生ダム管理所  |
| (4) 奈良県奈良市北野山町869-2    | 布目ダム管理所  |
| (5) 三重県名張市上比奈知字熊走り1706 | 比奈知ダム管理所 |
| (6) 三重県伊賀市阿保2171番地12   | 川上ダム管理所  |

### 第3節 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日までとする。

### 第4節 業務内容

本業務は、改正フロン排出抑制法に基づくエアコンディショナーの定期点検（圧縮機の定格出力：7.5 kW以上50 kW未満）及び空調設備、エアコン等（天井カセット型、天井吊型及び壁掛け型）のフィルター清掃、エアコンカバー及び吹き出し口等の清掃を行うものである。

- |          |              |
|----------|--------------|
| 定期点検     | 一式（室外機：5箇所）  |
| フィルター等清掃 | 一式（室内機：174台） |

### 第5節 数量

別紙数量表のとおり

### 第6節 報告書の作成

- (1) 定期点検：改正フロン抑制法に基づく点検結果報告書を作成するものとする。
- (2) フィルター清掃：作業写真等にて報告書を提出するものとする。また、清掃作業において、機器の不具合等を発見した場合には、速やかに担当職員へ報告するものとする。

### 第7節 作業条件

- (1) 作業に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。
- (2) 水道等については、各業務場所の設備を利用できるものとする。
- (3) 川上ダム管理所1階ホールのエアコン1台については、脚立、梯子に上り足元が2m以上の高さとなるため安全措置を行うこと。
- (4) 作業日時については、あらかじめ担当職員と調整することとし、エアコンを使用不可にする場合は、休日（土曜日、日曜日、祝日）作業とする。

なお、木津川ダム総合管理所の作業日については、原則休日とする。

- (5) 本作業にあたっては、既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復を行うものとする。

### 第8節 設計変更

本業務の業務期間中に、エアコン等の不具合が発見された場合に、点検等追加を依頼することがある。この場合には設計変更の対象とする。

### 第9節 疑義等

仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議しなければならない。

別紙 数量表（空調設備点検清掃業務）

内 容	作業場所	数量	内 訳			
改正フロン 排出抑制法 に基づく 定期点検  7.5kW以上 50kW未満 (エアコン)	木津川ダム総合管理所	1台	型式	KM-24A (10SA+14SA)	定格出力	12.7kW (5.3+7.4)
	布目ダム管理所	1台	型式	RXYP335AA	定格出力	7.8kW (3.3+4.5)
	比奈知ダム管理所	1台	型式	RSNYJ450K1 RSNYJ450K2	定格出力	22.0kW (5.5+5.5)X2
		1台	型式	RSNYJ450K1 RSNYJ450K2	定格出力	22.0kW (5.5+5.5)X2
		1台	型式	RQYP560C	定格出力	12.4kW (7.4+5.0)
フィルター清掃	木津川ダム総合管理所	48台	空調設備1台、天力セ37台、壁掛け10台			
	高山ダム管理所	14台	天力セ7台、天吊り3台、壁掛け4台			
	青蓮寺ダム管理所	29台	天力セ25台（【内訳】エアコン11台、空気清浄機4台、換気扇10台）、壁掛け4台			
	室生ダム管理所	16台	天力セ7台、天吊り2台、壁掛け7台			
	布目ダム管理所	17台	天力セ10台、壁掛け7台			
	比奈知ダム管理所	24台	天力セ24台			
	川上ダム管理所	26台	天力セ23台、壁掛け3台			